

平成20年度農業委員会等関係予算概算要求

主な新規・拡充要求のPR資料

| | | |
|-----|---|----|
| 1. | 平成20年度経営局予算概算要求の重点事項 | 1 |
| 2. | 農業委員会交付金（継続） | 5 |
| 3. | 都道府県農業会議会議員手当等負担金（継続） | 6 |
| 4. | 農業委員会費補助金（継続） | 7 |
| 5. | 強い農業づくり交付金－経営力の強化（構造改善課分） | 8 |
| 6. | 担い手アクションサポート事業（継続） | 10 |
| 7. | 担い手経営革新促進事業（継続） | 13 |
| 8. | 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充） | 14 |
| 9. | 強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備 支援（継続） | 17 |
| 10. | みんなが参加できる集落営農推進事業（新規） | 18 |
| 11. | 集落営農フォローアップ事業（新規） | 20 |
| 12. | 農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規） | 22 |
| 13. | 農地政策改革関連総合対策 | 24 |
| | 面的集積のための参加インセンティブ | 27 |
| | 担い手の投資に対する支援 | 28 |
| | 面的集積組織の体制整備等に対する支援 | 29 |
| | 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援 | 30 |
| 14. | 耕作放棄地解消緊急対策 | 34 |
| | 耕作放棄地実態調査の実施 | 36 |
| | 担い手への利用集積等の取組支援 | 37 |
| | 企業等の農業参入円滑化への取組支援 | 39 |
| | 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援 | 41 |
| | 市民農園としての活用への取組を支援 | 42 |
| | 飼料増産・放牧等への取組支援 | 43 |
| 15. | 水土里情報利活用促進事業の拡充 | 45 |
| 16. | 担い手農地集積高度化促進事業（継続） | 47 |
| 17. | 農業再チャレンジ支援事業（拡充） | 51 |
| 18. | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充） ～遊休農地解消に対するきめ細かな支援～ | 53 |
| 19. | 平成20年度農用地等集団化関係予算の概要 | 55 |

平成20年度経営局予算概算要求の重点事項

平成19年8月
経営局

農地政策の重点事項として、「担い手への農地の面的集積」を促進。また、平成19年産からスタートした品目横断的経営安定対策を着実に実施するとともに、小規模な農業者も安心して集落営農に参加できるよう、支援を充実。加えて、多様な人材の育成・確保等を通じた地域農業の活性化を促進。

1 農地政策改革関連総合対策

農地政策改革関連総合対策 218(22)億円

農地政策の重点事項として『担い手への農地の面的集積』を促進。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等を総合的に支援。

1. 面的集積のための参加インセンティブ

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を実施。また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子貸付。

【担い手面的集積加速化支援事業(特会) 9,000(0)百万円】

2. 担い手の投資に対する支援

面的にまとまった形で集積された農地に対して、担い手のニーズに応じて、低コストかつ機動的な畦畔除去等の「田畑なおし」(非公共)を支援。また、面的集積を契機に、主として融資を活用した機械施設の整備等を行う担い手に対し支援。

【面的集積条件整備事業 81(0)百万円】

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ 1,170(0)百万円】

3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

面的集積を地域で推進するコーディネーターの全国での育成・設置を支援。また、市町村段階で面的集積に取り組む組織(面的集積組織)の業務運営を支援。さらに、農地の利用に関する意向調査や面的集積のための意識の醸成、合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援。

【面的集積組織支援推進事業(特会) 403(0)百万円】

【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252(0)百万円】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援。また、広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築。【面的集積農地情報整備促進事業 980(0)百万円】

【水土里情報利活用促進事業(農村振興局計上) 9,699(2,222)百万円】

【農地情報提供システム構築事業 200(0)百万円】

2 品目横断的経営安定対策の推進

| | |
|--------------|--------------------|
| 品目横断的経営安定対策 | 1, 944 (1, 395) 億円 |
| 集落営農・担い手支援対策 | 240 (176) 億円 |

19年産からスタートした品目横断的経営安定対策を着実に実施するとともに、小規模な農業者も安心して集落営農に参加できるよう、支援を充実。

1. 品目横断的経営安定対策の推進

地域農業の活性化を図るため、将来にわたって地域農業を支える担い手を確保しながら、水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策により支援。小規模な農業者であっても、規模要件の特例を活用したり集落営農組織へ参加することにより、本対策に加入が可能。

【生産条件不利補正対策（20年産） 150, 023 (139, 549) 百万円】

【収入減少影響緩和対策（19年産） 44, 372 (0) 百万円】

2. 集落営農への参加の促進

小規模な農業者が集落営農に参加する際の不安感や誤解をなくするための意識醸成や合意形成等の取組を支援。また、融資主体で農業機械等を導入する際の自己負担部分の軽減策を拡大し、集落営農における一層の活用を促進。

【みんなが参加できる集落営農推進事業 540 (0) 百万円】

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 9, 641 (3, 515) 百万円】

3. 集落営農の経営発展への支援

品目横断的経営安定対策に加入した集落営農組織に対し、それぞれの組織に応じたきめ細かな相談活動や経営診断等により、経営の改善と発展をより一層支援。

【集落営農フォローアップ事業 710 (0) 百万円】

4. 中小企業政策部局との連携施策

農業経営の多角化を目指す農業法人に対し、中小企業政策部局と連携して、相談窓口の設置、異業種産業とのマッチングによる販路拡大、生産に止まらず加工・営業・販売までの経営全般を見据えた経営革新の取組を支援。

【農業経営創業・事業拡大支援事業 168 (0) 百万円】

5. 19年度に創設した「担い手育成・確保支援対策」の着実な実施

19年度に創設した新たな発想に立った担い手支援策（スーパーL資金等の無利子化措置や、担い手が新たに麦・大豆を生産する場合の支援等）について、引き続き着実に実施。

【担い手育成・確保支援対策（19年度創設） 22, 592 (17, 615) 百万円】

3 多様な人材の育成・確保等を通じた地域農業の活性化

農業再チャレンジ支援策の推進等を通じて、就農希望者の円滑な参入・定着を支援。また、篤農家や地域で生み出された「匠の技」の伝承・普及を進め、地域農業を底上げ。さらに、農業高校生に対する就農に向けた実践教育プログラムづくりを支援し、将来の担い手育成に向けた下地づくりを推進。

1. 就農希望者の円滑な参入・定着のための支援（農業再チャレンジ支援）

農業に再チャレンジした者、しようとする者の円滑かつ着実な農業参入・定着を後押しするため、法人就農に役立つ農業知識・技術レベルを客観的に評価する農業技術試験、新たな発想・アイデアに基づく新分野進出を支援。

【農業再チャレンジ支援事業 687(641)百万円】

2. 「匠の技」の伝承・普及を通じた地域農業の底上げ

篤農家や地域で生み出された技術やノウハウを地域で活用可能な「匠の技」として確立。併せて、優れた技能を有する農業者を「農業の匠」（仮称）として選定し、その技能の伝承・普及を推進。

【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 150(0)百万円】

3. 将来の担い手育成に向けた下地づくり

農業高校生を対象とした実践的な農業者育成教育プログラムを開発し、新規就農や農業者大学校・道府県農業大学校への進学に向けた動機付け及び農業技術の向上を図ることを支援。

【地域連携農業高校実践教育推進事業 69(0)百万円】

4 その他

1. 金融制度の充実・強化

- ・農林公庫・日本政策金融公庫補給金 41,249(41,928)百万円
- ・日本政策金融公庫出資金（証券化支援・危機対応） 1,829(0)百万円
- ・農業信用保険事業交付金 770(100)百万円

2. 農業共済、農業者年金制度

- ・農業共済事業事務費負担金 46,225(46,225)百万円
- ・共済掛金国庫負担金 65,261(64,090)百万円
- ・農業者年金給付費等負担金 155,355(151,209)百万円

3. 農業委員会、普及事業

- ・農業委員会交付金 4,776(4,776)百万円
- ・協同農業普及事業交付金 3,597(3,597)百万円

平成20年度経営局概算要求の主要項目

品目横断的経営安定対策の総合的推進

- 19年度からスタートさせた品目横断的経営安定対策を着実に実施するとともに、小規模な農業者も安心して集落営農に参加できるよう、支援を充実します。

【課題】

- 品目横断的経営安定対策は緒に就いたばかりであり、生産現場では、様々な不安や懸念が存在。

1. これまでの担い手施策の着実な実施

- 生産コストや収入減少の補てんによる土地利用型農業の担い手への支援
【生産条件不利補正対策（20年度）】
【収入減少影響緩和対策（19年度）】
- *19年度においても、小規模な農業者も規模要件の特例の活用や集落営農組織への参加により加わり可能なことや、この対策の必要性等について、原点到立ちを返った丁寧な説明や意見交換を実施。その際、地域における課題を十分に分析・検証し、きめ細やかに対応。
- スーパー1資金の無利子化措置、担い手が新たに麦・大豆を生産する場合の支援等
【担い手育成・確保支援対策】

2. 小規模な農業者も担い手に参加できる道の確保・後押し

- 小規模農家の不安や誤解をなくし、集落営農への意識醸成や合意形成を図る取組への支援
【みんなが参加できる集落営農推進事業（新規）】
- 融資主体で農業機構等を導入する際の自己負担分の軽減策を拡大し、集落営農における一層の活用を推進
【地域担い手経営基盤強化総合対策実施事業（拡充）】

3. 担い手の更なる経営発展の支援

- 品目横断的経営安定対策に加入した集落営農組織へのきめ細やかな相談活動や経営診断
【集落営農フォローアップ事業（新規）】
- 中小企業政策部局と連携した経営相談（専門家派遣）、新商品開発、マーケティングなど、農業法人の経営多角化の取組への支援
【農業経営創業者支援事業（新規）】

担い手の確保を通じた地域農業の活性化

農地政策改革関連総合対策

- 農地政策の重点事項として「担い手への農地の面的集積」を促進します。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等に対する総合的な支援を行います。

【課題】

- 担い手はバラバラになった農地を引き受けて、面的に集積しても、経営の体質強化には必ずしもつながらず、これ以上の規模拡大にも限界。



1. 面的集積のための参加インセンティブ

- 農地の出し手・受け手の参加を促す奨励金の交付
- 貸借料一括前払い等のための資金の無利子貸付
【担い手面的集積加速化支援事業（新規）】

2. 担い手の投資に対する支援

- 簡易な「田畑なおし」の支援
【面的集積条件整備事業（新規）】
- 機械施設の整備等への支援
【地域担い手経営基盤強化総合対策実施事業のうち面的集積タイプ（拡充）】

新たな面的集積システムへの総合的な支援措置

3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

- 面的集積組織の体制整備
【面的集積組織支援推進事業（新規）】
- 面的集積のための合意形成への支援
【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規）】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

- 農地情報の整備・活用
【水士里情報利活用促進事業（拡充）】
【面的集積農地情報整備促進事業（新規）】
- 農地情報を提供するシステムの構築
【農地情報提供システム構築事業（新規）】

担い手への農地の面的集積の実現

農業委員会交付金（継続）

【平成20年度概算要求額：4,776,179（4,776,179）千円】

対策のポイント

農業委員会が農地法などの法令に基づく事務を適切に行えるように、その委員の手当や職員給与などの基礎的な経費を負担しています。

（農業委員会とは）

- ・ 農業委員会とは、農地がある市町村に置かれた行政委員会で、選挙で選ばれた地域の農業者や、議会から推薦された学識経験者などで構成されています。農業委員会では、農地の売買や貸し借りに関する許可などの法律に基づく業務をはじめ、担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の解消など農地に関係するほとんどの業務に携わっており、平成19年3月現在、全国に1,831の農業委員会があります。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
＜平成17年＞ 約4割 → ＜農業構造の展望（平成27年）＞ 7～8割程度

＜内容＞

○ 農業委員及び職員の手当等に要する経費を交付

本交付金は、農業委員会が業務を円滑に進めるために必要な経費について、国が財政上の措置を講じているものであり、農地法その他法令に基づき農業委員及び職員の手当等に要する経費について交付金を交付します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

【事業実施期間：昭和60年度～】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2152（直））]

都道府県農業会議会議員手当等負担金（継続）

【平成20年度概算要求額：573,548（581,782）千円】

対策のポイント

都道府県農業会議が農地法に基づく事務を適切に行えるように、その職員の給与などの基礎的な経費を負担しています。

（都道府県農業会議とは）

- ・ 都道府県農業会議は、市町村の農業委員会の会長や農協中央会等の都道府県段階の農業団体などで構成されています。その主な業務は、担い手への農地の利用集積に関する活動等を行う農業委員会に対する助言・研修、農業者に代わって意見を公表したり農業者に様々な情報を提供することなどです。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上

<平成17年>

約4割

→

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

<内容>

○ 都道府県農業会議会議員及び職員の給与費を負担

本負担金は、農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、国が義務的に負担しなければならないこととされている経費であり、農地法に基づく都道府県農業会議の業務に係る会議員の手当及び職員の設置に要する経費を負担します。

【負担率：10/10】

【事業実施主体：都道府県農業会議】

【事業実施期間：昭和29年度～】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2152（直））]

強い農業づくり交付金

－ 経営力の強化（構造改善課分）－

【平成20年度概算要求額：30,297,876（34,066,950）千円の内数】

対策のポイント

農業生産を核とした加工、流通、販売等への取組を通じたアグリビジネス（創造的高付加価値農業）等に意欲的に取り組む経営体を支援します。また、農業委員会による農地の利用調整及び優良農地の確保のための取組等を支援します。これにより、認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地の利用集積の加速化を図ります。

（農業構造の展望とは）

「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにしたものです。

食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示しており、平成27年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営が家族農業経営で33万～37万程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となることを展望しています。

1. 担い手の育成・確保

政策目標

| <平成17年> | | 担い手の育成・確保 | <農業構造の展望（平成27年）> | |
|---------|------|-----------|------------------|---------|
| 認定農業者 | 約20万 | → | 効率的かつ安定的な家族農業経営 | 33万～37万 |
| 集落営農 | 約1万 | → | 効率的かつ安定的な集落営農経営 | 2万～4万 |

<内容>

○ 整備（ハード）事業（経営構造対策）（継続）

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援します。※新規採択は、担い手育成緊急地域等が対象です。

【交付率：定額（1/2以内等）】

【事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等】

2. 担い手への農地利用集積の促進

政策目標

| 全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上 | |
|----------------------------|------------------|
| <平成17年> | <農業構造の展望（平成27年）> |
| 約4割 | 7～8割程度 |

<内容>

○ 推進（ソフト）事業（継続）

① 集落農地利用調整

集落の合意形成に向けた戸別訪問による農地のあっせん活動及び集落の農地利用調整のための計画づくり並びに農用地利用規程の作成支援等、集落営農の組織化・法人化を推進します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

② 特定法人等農地利用調整緊急支援

地域の建設業者や食品産業等の企業が円滑に農業に参入できるよう企業の参入意向を把握し農業参入に必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を実施します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

③ 優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）

農業委員会による農地の利用調整活動を踏まえ、普及組織と連携し遊休化が解消された農地を優良農地として定着させ遊休化の再発防止を図ります。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

④ 連携強化推進体制整備

都道府県及び地域段階の農業委員会系統組織と関わりのある農業団体との連携強化に向け、農地等情報の共有化等の活動に対し支援します。

【交付率：定額（1／2以内）】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741（直））]

担い手アクションサポート事業（継続）

【平成20年度概算要求額：2,450,000（3,500,000）千円】

対策のポイント

都道府県段階・地域段階の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置します。この窓口で、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整活動・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

（「担い手育成総合支援協議会」について）

担い手育成総合支援協議会は、担い手（認定農業者や集落営農組織）を育成するため、行政・JA・農業委員会等が連携して各種の支援活動を行うための組織で、全国段階、都道府県段階（47）、地域段階（1,242（19年6月末現在））で設立されています。

政策目標

担い手の育成・確保

| | |
|------------|---------------------------|
| <平成18年> | <農業構造の展望（平成27年）> |
| 認定農業者 約23万 | → 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万 |
| 集落営農 約1万2千 | → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万 |

<内容>

1 ワンストップ支援窓口の設置

関係機関の担い手育成機能を1ヶ所に集約し、担い手（認定農業者・集落営農組織）が抱える経営や技術に関する様々な課題の相談に一元的に応じるため、都道府県・地域段階の担い手協議会に、総合的な支援相談窓口を設置します。

【補助率：1／2以内】

2 担い手アクションサポート会議の設置・運営

担い手が必要としている支援の内容等について協議し、その実施について担い手協議会へ提言を行うため、コーディネーター（普及指導員・行政のOB等）を中心に、認定農業者や集落営農組織の代表者等からなる「担い手アクションサポート会議」を設置します。

【補助率：1／2以内】

3 担い手アクションサポートチームの設置・運営

担い手に対する支援活動を効果的に実施するため、担い手協議会の構成団体の担当者とスペシャリスト（税理士・中小企業診断士等）からなる「担い手アクションサポートチーム」を設置します。

【補助率：1／2以内】

4 担い手育成支援活動

担い手協議会は、地域の実情に応じた担い手の育成・確保を進めるため、多様な支援活動メニューの中から必要なものを選択しながら、担い手のニーズや個々の経営状況に応じたきめ細かいサポート活動を実施します。

(1) 担い手アクションサポート活動

担い手個々の経営課題に対応するよう、個別に以下の支援を行います。

- ① 経営・技術相談、コンサルティング
- ② 資格取得など、スキルアップ支援
- ③ 担い手自らが行う組織化の支援
- ④ 地域農業を支える人材（リーダー、会計責任者等）の育成
- ⑤ 集中的な技術・営農支援
- ⑥ 新たな人材の育成・確保 など

(2) 担い手育成・確保活動

担い手の育成・確保を図るため、以下の支援を実施します。

- ① 認定農業者や特定農業団体等の制度や各種支援策のPR
- ② 農業経営改善計画や特定農用地利用規程等の作成支援、工程管理
- ③ 農地情報の整備、農地監視活動等農地の利用調整活動
- ④ 農業における再スタート支援活動 など

【補助率：定額】

【事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）】

【事業実施期間：平成19年度～21年度】

| | | |
|---|--------------|--------------------|
| { | 担当課：経営局経営政策課 | (03-6744-2144 (直)) |
| | 構造改善課 | (03-6744-2152 (直)) |
| | 普及・女性課 | (03-3501-1962 (直)) |
| | 金融調整課 | (03-6744-2167 (直)) |



担い手アクションサポート事業



～ 認定農業者・集落営農組織へのトータルサポート ～

- 都道府県段階・地域段階の担い手育成総合支援協議会に、担い手育成のためのワンストップ支援窓口を設置し、地域の担い手(認定農業者・集落営農組織)への各種の支援活動を一元的に実施します。

ワンストップ支援窓口が設置されます！

これまでは、支援を受けようとする担い手の皆さんにとって、どこへ行けばどのような支援が受けられるかが分かりにくいものでした。

これからは、担い手協議会にワンストップ支援窓口が設置されますので、担い手の皆さんは、この支援窓口で、農業経営に関するあらゆる相談ができるようになります。



どこに行けば…



一元的な相談窓口

様々な支援ツールをご用意しています！

担い手の皆さんの多様なニーズに対応できるよう、支援メニューを多数取り揃えています。

【例】 <ニーズ>

<支援内容・メニュー>

| | |
|-------------------------------------|---|
| 認定農業者や集落営農組織になりたい！ | 認定農業者・特定農業団体等の制度や、担い手向けの各種支援策の情報提供が受けられます。 【担い手育成確保・普及支援活動】 農業経営改善計画や特定農用地利用規程の作成に当たって、経営診断や記入上のアドバイス等が受けられます。 【経営改善計画等作成指導活動】 |
| もっと積極的な経営改善を注ぎたい！ | 税理士や中小企業診断士などから、それぞれの課題に応じた経営改善アドバイスを受けられます。 【経営相談の指導活動】 経営改善のために必要な研修への参加や先進経営の視察に対して助成が受けられます。 【スキルアップ支援活動】 普及指導センターによる先進技術や新規作物導入、農産加工、ブランド化などの支援が受けられます。 【業种的な技術・農業支援】 |
| 地域で担い手グループを組織して活動したい！ | 認定農業者ネットワーク等、担い手が自ら活動する組織の立ち上げや、研修会の実施等の経費について、助成が受けられます。 【担い手の組織化・活動支援】 |
| 集落営農組織を法人化したいたい！ | 法人設立のための経営計画の策定や経営管理の合理化等の活動に要する経費について、助成が受けられます。 【集落営農組織等の法人化活動】 |
| 新しく農業を始めたい！ 女性や高齢者として特色ある活動がしたい！ | 新規就農相談や受入先の農業法人の紹介などが受けられます。 担い手として頑張る、あるいは担い手を支える女性や高齢者の方は、各種の研修や情報提供が受けられます。 【新たな人材の育成・確保活動】 |
| 農地を規模拡大したい！ | 希望に応じた農地の情報提供が受けられるとともに、農地の利用関係を調整してもらえます。 【農地の利用調整活動】 |
| 経営困難な状況から立ち直りたい！ | 経営の再生が困難な場合は、他の農業者への経営資源の円滑な承継の支援 経営の再生が可能な場合は、事業再生ができるよう、出融資等の金融支援などが受けられます。 【農業における再スタート支援活動】 |

担い手経営革新促進事業（継続）

【平成20年度概算要求額：7,100,000（7,100,000）千円】

対策のポイント

更なる経営発展をめざす意欲的な担い手には、品目横断的経営安定対策による支援に加え、規模拡大等に向けた経営革新のための取組に対する支援を行います。

（効率的かつ安定的な農業経営とは）

- ・ 他産業並みの労働時間で他産業と遜色ない所得を得られる経営を指します。
- ・ 水田作、畑作の土地利用型農業において、他産業並みの所得を確保するためには、特に、経営規模の拡大が重要となります。

○主たる従事者1人当たり530万円の所得が確保できる経営規模（試算）

畑作：4年輪作→25ha

水田作：個別経営・1年2作→10ha 集落営農・2年3作→40ha

○品目横断的経営安定対策加入の経営規模要件

個人・法人：原則として4ha（北海道は10ha）以上

集落営農組織：原則として20ha以上

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>

<農業構造の展望（平成27年）>

認定農業者 約23万 → 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農 約1万2千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1. 経営革新モデルの実践に対する支援

稲・麦・大豆など複数の作物を組み合わせた経営の中で、新しい技術を導入しつつ、農地と農業機械の効率的な利活用やそれぞれの作物に対する労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手に対し、地域におけるモデル経営としての実践経費を支援します。

【担い手経営革新促進事業のうち 1,700,000（1,700,000）千円】

2. 麦・大豆などの新規作付けに対する支援

担い手が、良品質な農産物を効率的に生産するための取組を進めながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

【担い手経営革新促進事業のうち 5,400,000（5,400,000）千円】

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～21年度】

【担当課：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））】

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充）

【平成20年度概算要求額：9,641,158（3,515,000）千円】


対策のポイント

19年度から21年度まで、担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

平成20年度においては、面的集積に先行的に取り組む地区を対象とした「面的集積タイプ」を創設するとともに予算額の拡充を行います。

（融資主体型補助とは）

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

| 取得価格：1,000万円 | | 〔資金調達の内訳（例）〕 | |
|---|--|---------------|------------|
|  | | 農業近代化資金 | 500万円 |
| | | 銀行借入 | 150万円 |
| | | 計 | 650万円…融資 |
| | | 融資で不足する額（融資残） | |
| | | 預金等取り崩し | 350万円…自己負担 |

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勧奨して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

（支援対象者は）

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。

具体的には、

- ①認定農業者
- ②認定志向農業者（3年以内に認定農業者になることを目指す農業者）
- ③特定農業法人
- ④特定農業団体
- ⑤次の基準を満たす集落営農組織
 - ・規約を有していること
 - ・組織として一元的に経理を行っていること
 - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
 - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
 - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

担い手の育成・確保

| <平成18年> | | <農業構造の展望（平成27年）> | |
|---------|-------|------------------|-------------------------|
| 認定農業者 | 約23万 | → | 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万 |
| 集落営農 | 約1万2千 | → | 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万 |

<内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として地域の合意形成を図り、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた地域構造改革プロジェクト整備計画を作成した地区（構造改革重点地区）を対象として、担い手の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

平成20年度においては、面的集積に先行的に取り組む地区を対象にして、面的集積を受けた担い手の経営規模の拡大等に必要となる農業用機械施設等の導入に対して支援を行う「面的集積タイプ」を創設するとともに予算額の拡充を行います。

【補助率：融資残額（3/10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：8,034,000（2,925,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：975,000（0）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：1,607,158（590,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：195,044（0）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

現 行(H19)

構造改革重点地区
(集落単位から地域協議会の範囲まで)

地域構造改革プロジェクト整備計画の作成

- (計画主体:担い手育成総合支援協議会)
- 地域農業の構造改革の方向性
- 構造改革目標(3年後)
- ・担い手育成目標
- ・担い手への農地利用集積目標
- プロジェクト融資主体型補助事業計画 等

経営発展に向けた融資を主体とした条件整備

“補助から融資へ”

新たな手法による担い手支援の実験的展開

1. プロジェクト融資主体型補助

予算額: 2,925,000千円
担い手が主として融資を活用して行う農業用機械施設等の導入に際して融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の主体的な経営展開を補完的に支援
[補助限度額: 融資残額(事業費の3/10が上限)]

2. 追加的信用供与

予算額: 590,000千円
プロジェクト融資に係る金融機関への債務保証(担い手への信用保証)を拡大
[農業信用基金協会へ債務保証原資を積み増し]

面的集積の加速化
への対応

21世紀農政2007

・農地政策につき、地域の一定の組織(面的集積を促進する機能を持つ組織)が農地の利用を一旦プールし、それを面的にまとまった形で担い手へ利用集積する新たな仕組みを構築
目標:27年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積(315~360万ha)の7割程度を面的に集積

融資主体型補助への
予算のシフト

- ・従来の施策に比較して低コストで高い事業効果
- ・融資主体型補助制度という新たな手法の現場段階での受け入れ

H20予算拡充要求

面的集積タイプの創設

- ・面的集積に係る担い手の投資的経費(農業機械施設等)を支援

【対象地区】

- ・面的集積に先行的に取り組む地区

○成果目標(3年後)

- ・担い手への農地の面的集積に関する目標
- ・担い手育成・確保に関する目標

予算要求額①

- 1. プロジェクト融資主体型補助 975,000千円
- 2. 追加的信用供与 195,044千円

予算枠の拡大

- ・1/2補助から融資を主体とした補完的補助(3/10を上限)へ予算をシフト

【採択要件の見直し】

- ・経営構造対策実施地区の優先採択の廃止
- ・畜産関連施設の助成対象からの除外 など

予算要求額②

- 1. プロジェクト融資主体型補助 7,059,000千円
- 2. 追加的信用供与 1,412,114千円

予算要求額

- 1. プロジェクト融資主体型補助 8,034,000千円
- 2. 追加的信用供与 1,607,158千円

強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援(継続)

【平成20年度概算要求額：30,297,876(34,066,950)千円の内数】

対策のポイント

農業用機械・施設等の導入・整備が困難なために集落営農の組織化に踏み切れない集落に対し、その導入・整備に必要な支援を実施することで、集落営農の組織化・法人化を加速的に推進します。

(集落営農とは)

個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。

(集落営農のメリット)

- ・ 機械の共同利用でコストが下がります。
- ・ 意欲、体力、気力に応じて参加できます。
- ・ 農村社会もいきいきします。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>

<農業構造の展望(平成27年)>

集落営農 約1万2千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

集落内での農業用機械の共同利用を契機とした集落営農の組織化・法人化を推進するため、以下の支援を実施します。

1. 農業用機械の整理合理化計画の策定

集落営農組織が必要とする農業用機械の導入や農家が保有する農業用機械の処分等に関する計画(整理合理化計画)の策定に必要な経費を助成します。

2. 農業用機械の査定・処分

整理合理化計画に基づく農業用機械の査定、廃棄、一時保管、斡旋、仲介に係る経費を助成します。

3. 中古農業用機械の買上げリース

整理合理化計画に基づき、リース会社等が集落営農組織へリースする目的で行う集落内農家からの中古農業用機械の買上げに必要な原資の借入金利に一部助成します。

4. 高生産性農業用機械の新規導入

整理合理化計画に基づき、集落営農組織が新たに必要とする農業用機械の導入に必要な経費を助成します。

5. 小規模基盤整備・簡易な施設の整備

整理合理化計画に基づく小規模かつ低廉な土地基盤の整備並びに簡易な農産物直売所、農産物加工施設及び農産物集出荷施設等の整備に必要な経費を助成します。

【定額(交付率1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))】

【事業実施主体：都道府県、市町村、担い手育成総合支援協議会、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農業者等の組織する団体、第三セクター等】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

[担当課：経営局経営政策課(03-6744-2143(直))]

みんなが参加できる集落営農推進事業（新規）

【平成20年度概算要求額：540,359（0）千円】

対策のポイント

集落営農への取組が進んでいない地域を中心に、小規模農家等を対象としたメリットの周知、集落営農への参加に対する不安感や品目横断的経営安定対策への誤解を払拭するための意識醸成や合意形成等の取組を支援します。

（集落営農参加促進の必要性）

集落営農への取組については、小規模農家等を中心に、集落営農へ参加することへの不安や誤解があると同時に、意識の醸成や合意形成の遅れ、取りまとめ役の不在等から、組織化が進んでいない地域も多い状況です。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年> 集落営農 約1万2千 → <農業構造の展望（平成27年）> 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1 集落営農世話人会の設置

集落内の農業者、市町村、地域担い手育成総合支援協議会等から、集落営農組織の立ち上げ、その検討等の提案を受けて、集落営農世話人会を設置します。

2 集落営農取組方針の策定

集落営農世話人会を中心に、集落の現状や農家の意向を把握するとともに、既に集落営農を立ち上げた経験者等から意見を聴くなどして、集落の実態に合わせた実現性のある将来展望を「集落営農取組方針」（案）として策定します。

3 集落関係者間の合意形成活動

税理士等の専門家への相談、集落営農の先進地視察や講演会の開催等により、現状の共通認識や理解の醸成を促進し、「集落営農取組方針」（案）に対する合意を形成します。

4 集落営農の規約、定款等の締結

「集落営農取組方針」への合意を確立し、集落営農の規約、定款等を締結して、集落営農経営に向けた体制を確立します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成20年度～21年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2143（直））]

みんなが参加できる集落営農推進事業

一 小規模農家等の集落営農への参加を支援

集落の現状

このままでは集落の農業や農地が崩壊してしまう。

担い手がいない。

高齢者しかいない。

集落をまとめてくれる人がいない。

集落営農のメリットがよくわからない。

集落営農で大丈夫か不安。

規模が小さい。

私たちも参加できるの。

品目横断的経営安定対策が、まだ、よくわからない。

ん。何とかしなければ！

集落営農世話人の設置

自治会長 農委委員 農協OB 行政OB など

地域農業に対する強い危機感
集落の世帯から
の風気情報

活動費の確保に
対する不安

国が強かにバックアップ

集落営農世話人を支援
活動経費を助成
(1,300地区で実施)

よし！

私たちが集落のために、世話を引き受けます。

集落営農世話人

具体的な活動

情報収集活動
集落営農の先進地視察
集落営農の組織化、経営安定に成功している集落を、みんなで見学

集落営農の参加促進
集落営農のメリットや制度を分かり易く説明
不安を解消を試み

集落の現状、意向把握活動
集落の農業に関する資料収集・アンケート
調査結果のフィードバック

集落営農取組方針の策定と合意形成
取組への合意形成
取組方針案を検討するとともに、取組方針に即した取組の合意形成を図る

集落営農への取組

集落営農フォローアップ事業（新規）

【平成20年度概算要求額：710,041（0）千円】

対策のポイント

小規模農家や兼業農家等が参加して設立した集落営農組織が、効率的かつ安定的な経営体へと発展するため、発展段階に応じて、基礎的な体制整備からお手伝いする集落営農相談員チームや専門的な課題の解決をお手伝いする専門コンサルティングチームによる相談、助言等により、集落営農組織の経営の改善や発展を促進します。

（集落営農の経営安定について）

小規模農家等が参加する約5,500の集落営農組織が品目横断的経営安定対策に加入しましたが、大部分は設立されて間もなく、構成員の役割分担や経理の一元化などに着手したばかりの組織が多いため、経営の安定が緊急の課題となっています。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年> <農業構造の展望（平成27年）>
集落営農 約1万2千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1 きめ細かな営農・組織運営の相談

初期段階の集落営農組織に対して、集落営農相談員チームを派遣し、営農計画の策定や経理処理など基礎的な組織運営や経営の安定化を支援します。

2 専門コンサルティングの実施

経営の基礎的な体制が整った集落営農組織に対して、経営、労務管理等の専門家を派遣し、経営診断に基づく改善事項の相談、助言など、一層の経営発展を図るための課題の解決を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）】

【事業実施期間：平成20年度～24年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2143（直））]

集落営農フォローアップ事業

農政事務所
 ○集落営農の取組段階の分類・把握

フィードバック

担い手育成総合支援協議会(都道府県・地域)

- 集落営農相談員チーム、専門コンサルティングチームの派遣
- コンサルティング専門家への農業研修の実施
- 集落営農組織の経営改善、経営発展等の進捗状況を把握

フィードバック

依頼

依頼(チーム編成)

営農・組織運営の相談 (簡易コンサルティング)

集落営農相談員チームが基礎的な組織運営や経営の安定化について相談、助言

- 会計帳簿の記帳
- 業務分担
- 農用地の集積
- 営農計画の策定
- 法人化準備等

集落営農相談員チーム
 (農協営農指導員、農業委員、普及指導員等)
 (1チーム2名で2組織担当)

専門コンサルティング

専門コンサルティングチームが組織ごとの個別の課題に対して相談、助言

- 経営診断
- 経営改善計画提示
- 発展指導(コスト削減、販路開拓)
- 税務相談
- 法人設立

専門コンサルティングチーム
 (中小企業診断士、税理士、普及指導員、社会保険労務士等) (1チーム3名で3組織担当)

情報提供

集落営農相談員チーム

相談・助言

集落営農組織

専門コンサルティングチーム

経営診断等

集落営農組織

基礎的な体制整備の段階

法人化が具体化した段階
 具体的な体制がある程度できた段階

農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規）

【平成20年度概算要求額：252,000（0）千円】

対策のポイント

農地の利用に関する意向調査や面的集積のための意識の醸成、合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援します。

（「農用地利用改善団体」について）

集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有、利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するための組織です。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

農地の面的集積による担い手の経営発展を促進するには、「担い手農家（地域の認定農業者を含む。）」と「出し手農家」の合意が不可欠です。このため、以下のようにより高度な利用調整機能・役割を備える農用地利用改善団体を支援します。

1 面的集積に向けた合意形成

農地の面的集積への意識の醸成、合意形成等を図るため、地域内の農地利用の現況調査、農地利用に関する意向調査等を支援します。

2 農用地利用規程等の策定

将来の面的集積が円滑に進むよう、「担い手農家」で構成する部会の設置や合意形成した内容を規約や農用地利用規程として整備するための活動を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）】

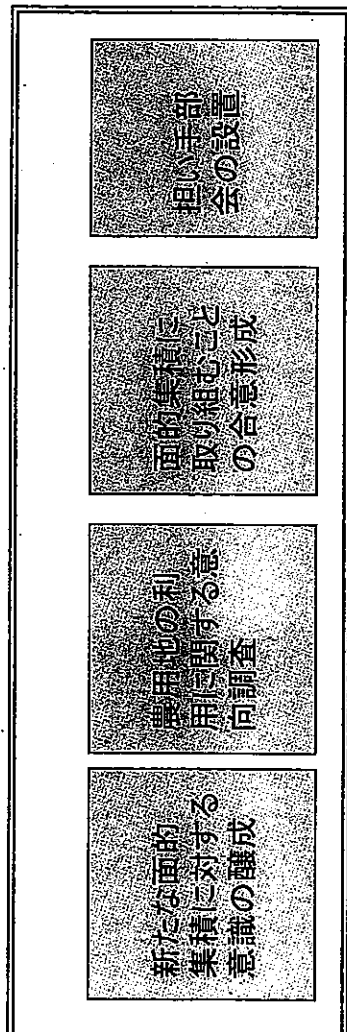
【事業実施期間：平成20年度～22年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2143（直））]

農用地利用改善団体機能高度化 育成支援事業

担い手への農地の面的集積等に取り組む農用地利用改善団体の設立・活動を支援

○活動



○成果

農用地利用規程に担い手への面的集積に取り組む規定を追加
 ○ 農用地利用改善団体の構成員である「担い手農家(地域の認定農業者を含む)」と「出し手農家」の合意形成により、双方の農地の利用を「面的集積組織」に委任する旨を規定

担い手間の農地利用について合意形成
 ○ 担い手部会を設置して、農地利用について検討

合意形成・規程策定等に要する経費を助成

○支援の仕組み

支援対象:
 ○ 集落内農地を担い手に面的集積する機能を農用地利用規程に定める農用地利用改善団体(既設、新設)

支援水準: 1団体取組当たり30万円
 助成内訳: 会議費、旅費、日当、謝金

新たな面的集積システムの円滑な実施に貢献

農地の権利者の合意形成を図る場としての重要な役割

(1) 農地政策改革関連総合対策

【農地政策改革関連総合対策 21.8(2.2)億円】

対策のポイント

農地政策の重点事項として『担い手への農地の面的集積』を促進します。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等に対する総合的な支援を行います。

(面的集積の必要性)

担い手にとって、真のコストダウンを図るためには、経営する農地が分散せずに面的にまとまっていることが重要です。調査(平成16年産米生産費統計)によれば、農地がばらばらに分散している場合(1団地面積0.2ha未満)に比べて、面的にまとまっている場合(1団地面積1.0ha以上)は、経営規模拡大等による効果も含めて、生産コストで3割以上、労働時間で概ね5割以上低減する、との結果になっています。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

1. 面的集積のための参加インセンティブ

別紙1

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を行います。また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子で貸し付けます。

【担い手面的集積加速化支援事業(特会) 9,000(0)百万円】

2. 担い手の投資に対する支援

別紙2

(1) 簡易な「田畑なおし」の支援

面的にまとまった形で集積された農地に対して、担い手のニーズに応じて、低コストかつ機動的な畦畔除去等の「田畑なおし」(非公共)を支援します。

【面的集積条件整備事業 81(0)百万円】

(2) 機械施設の整備等への支援

面的集積を契機に、主として融資を活用した機械施設の整備等を行う担い手に対し支援します。

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ
1, 170 (0) 百万円】

3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

別紙3

(1) 面的集積組織の体制整備

面的集積を地域で推進するコーディネーターの全国での育成・設置を支援します。また、市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）の業務運営を支援します。【面的集積組織支援推進事業（特会） 403 (0) 百万円】

(2) 面的集積のための合意形成への支援

農地の利用に関する意向調査や面的集積のための意識の醸成、合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援します。

【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252 (0) 百万円】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

別紙4

(1) 農地情報の整備・活用

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図（GIS）の整備を支援します。

【水土里情報利活用促進事業 9, 699 (2, 222) 百万円】

【面的集積農地情報整備促進事業 980 (0) 百万円】

(2) 農地情報を提供するシステムの構築

広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

【農地情報提供システム構築事業 200 (0) 百万円】

(その他関連施策)

○面的集積の契機となる基盤整備の実施

基盤整備（公共）を契機とした面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を支援します。

農地集積加速化等基盤整備事業（公共） 5, 000 (0) 百万円

補助率：1/2等

事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

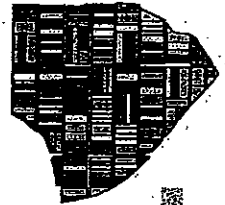
[担当課：経営局構造改善課 (03-3501-3741(直))]

農地政策改革関連総合対策

- 農地政策の重点事項として『担い手への農地の面的集積』を促進します。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等に対する総合的な支援を行います。

【課題】

- 担い手はバラバラになった農地を引き受けて量的に集積しても、経営の体質強化には必ずしもつながらず、これ以上の規模拡大にも限界。



1. 面的集積のための参加インセンティブ

- 農地の出し手・受け手の参加を促す奨励金の交付
- 賃借料一括前払い等のための資金の無利子貸付
【担い手面的集積加速化支援事業（新規）】

2. 担い手の投資に対する支援

- 簡易な「田畑なおし」の支援
【面的集積条件整備事業（新規）】
- 機械施設の整備等への支援
【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ（拡充）】

新たな面的集積システムへの総合的な支援措置

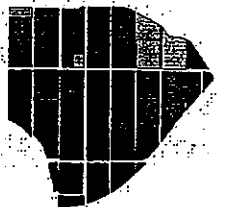
3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

- 面的集積組織の体制整備
【面的集積組織支援推進事業（新規）】
- 面的集積のための合意形成への支援
【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規）】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

- 農地情報の整備・活用
【水土里情報利活用促進事業（拡充）】
【面的集積農地情報整備促進事業（新規）】
- 農地情報を提供するシステムの構築
【農地情報提供システム構築事業（新規）】

担い手への農地の面的集積の実現



面的集積のための参加インセンティブ

担い手面的集積加速化支援事業（特会）9,000(0)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：(社)全国農地保有合理化協会

対策のポイント

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を行います。

また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子で貸し付けます。

<内容>

1. 農地の出し手・受け手の参加を促す奨励金の交付

新たな面的集積システムにより、担い手に対し面的にまとまった形で農地の利用集積を行った場合、その集積面積に応じて、農地の出し手に対する借地料の嵩上げや受け手に対する借地料の引下げなど、地域の実態に応じ様々な用途に活用できる奨励金を交付します。

また、出し手の選択として、当面営農を継続する場合であっても、一定期間内に農地の利用を市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）に委任し貸し付ける場合には、地代上乘せの先払いとして活用することもできます。

2. 賃借料一括前払い等のための資金の無利子貸付

新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、面的集積される農地の賃貸借契約期間が一定期間以上で、その期間分の賃借料総額以内の一括前払いに必要な資金や、面的集積される農地の農作業受託契約の一定期間分の農作業受託料に相当する資金を無利子で貸し付けます。

この貸付けは、具体的には農地の出し手に対する賃借料一括前払い資金又は営農に伴う運転資金や経営規模の拡大に伴う農業用機械・施設の整備資金に活用できます。

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]

担い手の投資に対する支援

【面的集積条件整備事業 81(0)百万円】
 【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ
 1, 170(0)百万円】

対策のポイント

面的にまとまった形で集積された農地に対して、担い手のニーズに応じた低コストで機動的な「田畑なおし」を支援します。

面的集積を契機に、主として融資を活用した機械施設の整備等を行う担い手に対し支援します。

<内容>

1. 簡易な「田畑なおし」の支援

新たな面的集積システムにより面的に利用集積された農地において、圃場が畦畔で細分化されていたり、水路で分断されていたりする場合は、面的集積の効果が十分に発揮できません。そのため、担い手のニーズに応じた簡易な基盤整備（「田畑なおし」）を行うことを支援します。

その際、面的集積の効果を特に高める畦畔除去や水路の蓋かけなどの工種については、地域の面的集積の取組状況に応じて段階的に補助率を高くします。

また、担い手のニーズを速やかに満たすことができるように、担い手自らが実施主体となることにより機動的な対応が可能となる事業の仕組みとします。

さらに、本事業と「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（面的集積タイプ）」については、担い手の手続に要する負担軽減を図るため、一つの事業計画書でメニュー選択方式にて事業を申請できるようにします。

面的集積条件整備事業 81(0)百万円

補助率：1/2、2/3、5/6、10/10

事業実施主体：面的集積組織、農業生産法人、農業者等

2. 機械施設の整備等への支援

面的集積に先行的に取り組む地区を対象として支援します。

面的集積を受けた担い手が、経営規模の拡大等に必要となる農業用機械施設を整備する際に、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ

1, 170(0)百万円

補助率：融資残額（3/10上限）、定額

事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（地域）

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

面的集積組織の体制整備等に対する支援

【面的集積組織支援推進事業（特会） 403（0）百万円】
 【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252（0）百万円】

対策のポイント

面的集積を地域で推進するコーディネーターの全国での育成・設置を支援します。また、市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）の業務運営を支援します。農地の利用に関する意向調査や面的集積のための合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援します。

<内容>

1. 面的集積組織の体制整備

面的集積組織が、農地を面的に集積する計画の作成や、農地の権利移動の手続等を行う際に、必要となる業務運営費を支援します。

面的集積を推進するためには、農地所有者への働きかけなどで中心的な役割を担うコーディネーターが必要です。このため、面的集積組織の構成員であるコーディネーターの募集・登録や研修を支援します。また、面的集積組織が外部からコーディネーターを委嘱するなどの場合、そのコーディネーターが面的集積のために地域で行う活動について支援します。

面的集積組織支援推進事業（特会） 403（0）百万円
 補助率：1/2、6/10、定額
 事業実施主体：地方公共団体、面的集積組織

2. 面的集積のための合意形成への支援

農地の面的集積による担い手の経営発展を促進するには、「担い手農家（地域の認定農業者を含む。）」と「出し手農家」の合意が不可欠です。このため、以下の様なより高度な利用調整機能・役割を備える農用地利用改善団体を支援します。

(1) 面的集積に向けた合意形成

農地の面的集積への意識の醸成、合意形成等を図るため、地域内の農地利用の現況調査、農地利用に関する意向調査等を支援します。

(2) 農用地利用規程等の策定

将来の面的集積が円滑に進むよう、「担い手農家」で構成する部会の設置や合意形成した内容を規約や農用地利用規程として整備するための活動を支援します。

農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252（0）百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））
 経営政策課（03-6744-2143（直））

面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

- 【水土里情報利活用促進事業 9,699(2,222)百万円】
 【面的集積農地情報整備促進事業 980(0)百万円】
 【農地情報提供システム構築事業 200(0)百万円】

対策のポイント

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援します。

また、広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

<内容>

1. 農地情報の整備・活用

面的集積を促進する際の基礎となる農地情報について、面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積、地目等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援します。面的集積組織は、農地情報図(GIS)を活用し、地域内の合意形成や面的集積のシミュレーション等の調整活動を行います。

また、一元化された農地情報図を、個人情報の保護に十分留意しながら、農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築します。

(1) 地図情報整備の加速化及び基盤整備情報等の整備を支援

面的集積活動に合わせて地図情報の整備を加速化するとともに、面的集積に必要な基盤整備情報等の整備及び農地情報図の作成を支援します。

また、個人情報の保護に留意しながら、一元化された農地情報図を関係機関で共有・活用する仕組みを構築します。

水土里情報利活用促進事業 9,699(2,222)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会、
 全国土地改良事業団体連合会、(財)日本水土総合研究所

(2) 農地に関する情報と地図情報との結合を支援

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と地図情報との結合等を支援します。

面的集積農地情報整備促進事業 980(0)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

2. 貸出物件情報等を提供するシステムの構築

広域展開する担い手や新規参入者等に対し、個人が特定されない地域レベルの農地の貸出物件情報や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

農地情報提供システム構築事業 200(0)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体

担当課：経営局構造改善課 (03-6744-2148(直))
 農村振興局地域整備課 (03-3501-8359(直))

面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

【平成20年度概算要求額：10,879,415(2,222,415)千円】

事業のポイント

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した※農地情報図(GIS)の整備を支援します。

また、広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

(農地情報の一元化)

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関が情報をバラバラに保有しており、担い手への農地の利用集積などに有効活用されておられません。

担い手への農地の面的集積を効率よく行うために、関係機関が保有している農地関連情報(所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等)を総合化・共有化し、さらに地図化することで、使いやすい情報として整備します。

※ 農地情報図(GIS)とは

デジタル化された地図情報と農地関連情報を結合し、地図上に表示したもの。

(GIS:地理情報システム(Geographic Information System))

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

1. 農地情報の整備・活用

面的集積を促進する際の基礎となる農地情報について、面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積、地目等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援します。面的集積組織は、農地情報図(GIS)を活用し、地域内の合意形成や面的集積のシミュレーション等の調整活動を行います。

また、一元化された農地情報図を、個人情報保護に十分留意しながら、農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築します。

(1) 地図情報整備の加速化及び基盤整備情報等の整備を支援

面的集積活動に合わせて地図情報の整備を加速化するとともに、面的集積に必要な基盤整備情報等の整備及び農地情報図(GIS)の作成を支援します。

また、個人情報保護に十分留意しながら、一元化された農地情報図を関係機関で共有・活用する仕組みを構築します。

【水土里情報利活用促進事業 9,699,415(2,222,415)千円】

(2) 農地に関する情報と地図情報との結合を支援

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と水土里情報センター(県土連)から提供される地図情報との結合等を支援します。

【面的集積農地情報整備促進事業 980,000(0)千円】

2. 貸出物件情報等を提供するシステムの構築

広域展開する担い手や新規参入者等に対し、個人が特定されない地域レベルの農地の貸出物件情報や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

【農地情報提供システム構築事業 200,000(0)千円】

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会、(財)日本水土総合研究所、地域担い手育成総合支援協議会、民間団体】

【事業実施期間：平成20年度～平成23年度】

【担当課：経営局構造改善課(03-6744-2148(直))】

【担当課：農村振興局地域整備課(03-3501-8359(直))】

面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

現 状

面的集積に必要な農地情報

- ・ 農地について、市町村、農業委員会、土地改良区等関係機関が情報をバラバラに保有。
- ・ 担い手への農地の利用集積や作付地の集団化などに活用されず。

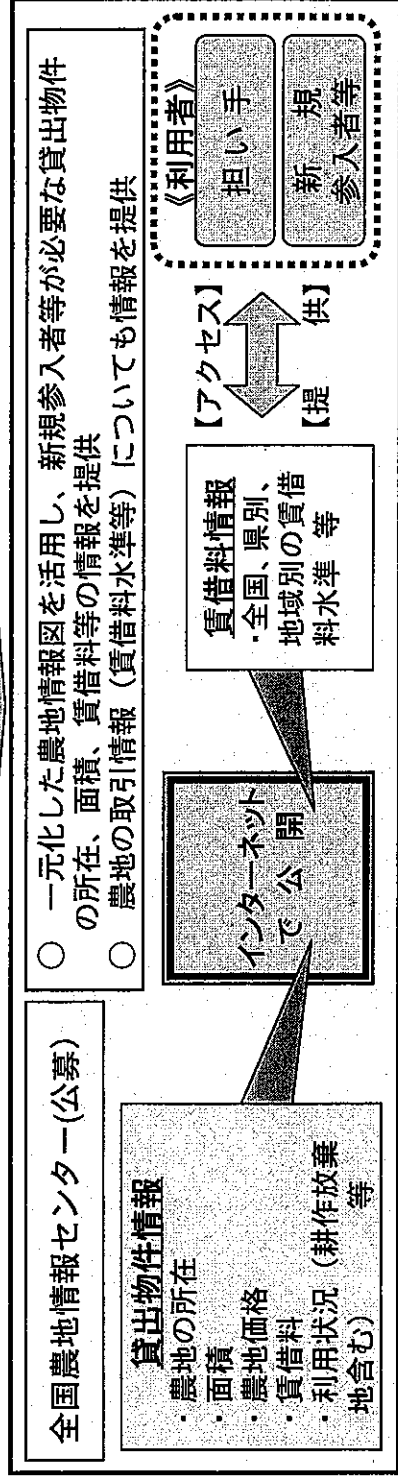
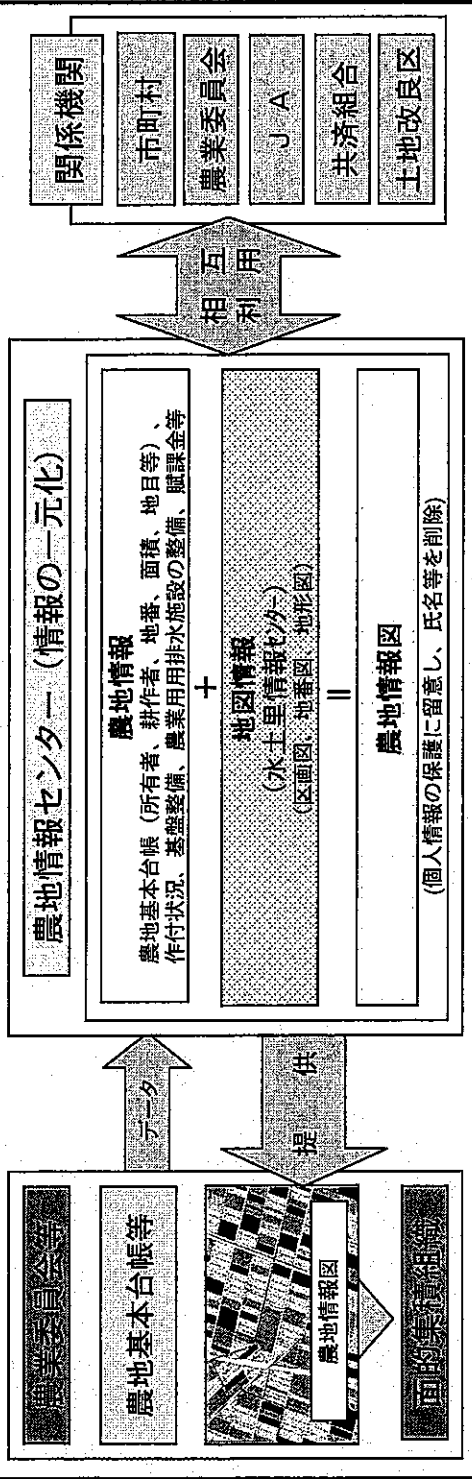
新規参入等に必要な農地情報

- ・ 農地の貸付・売却物件について、どこに、どんな農地が(田畑別、整備の有無、区画面積など)、どんな条件で(価格、小作料、期間、相手方など)等の情報が把握・整理されていない。また、全国的に提供できるとはなっていない。

- ・ 農地の実勢の取引情報(価格、小作料の水準、作業料金等)についても、キメ細かに把握・整理されていないので、相場感がつかめない。

内 容

- 各機関が保有している農地情報の総合化、共有化を促進するため、農業委員会の農地基本台帳と水土里情報センター(県土連)の地図情報等を結合して、所有者、耕作者、地番、面積、地目、作付状況等の情報が入った農地情報図の整備を促進し、面的集積に活用
- 一元化された農地情報図を、農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築
- 情報の提供に当たっては、個人情報の保護に十分に留意



支 援 措 置

- 農業委員会の農地基本台帳と水土里情報センターの地図情報等を結合した農地情報図の整備及びそれを関係機関に提供する仕組みの構築を支援
- 全国農地情報センターが貸出物件・取引情報(賃借料水準等)の提供を行うためのシステムを構築

農地情報の一元化のための予算措置

内容



(2) 耕作放棄地解消緊急対策

【耕作放棄地解消緊急対策 783(671)億円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を解消するため、担い手等による農地利用を促進するほか、集落での農地の保全管理等、種々の耕作放棄地解消活動に支援を行います。

(耕作放棄地とは)

耕作放棄地とは、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地」のことです。

耕作放棄地は、全国に38万6千ha(2005年農林業センサス)存在し、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮の観点から、その早急な解消が必要です。

政策目標

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す

<内容>

1. 耕作放棄地実態調査の実施

別紙1

耕作放棄地の実態把握が困難な地域において、耕作放棄地の位置、面積、現況等について国が補完的に調査を行い、当該市町村に情報提供することで、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

【耕作放棄地解消推進基礎調査委託 167(0)百万円】

2. 担い手への利用集積等の取組支援

別紙2

担い手への利用集積等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付し、その取組を支援します。また、従来の基盤整備事業に加え、耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援します。

なお、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

【担い手アクションサポート事業 2,450(3,500)百万円の内数】

【担い手農地集積高度化促進事業(特会) 2,500(2,500)百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 30,298(34,067)百万円の内数】

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(公共) 1,000(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39,911(34,088)百万円の内数】

【戦略的畑地農業振興支援事業 200(100)百万円】

3. 企業等の農業参入円滑化への取組支援

別紙3

企業等の農業参入の円滑化及び参入企業等の地域農業の担い手としての経営発展等を支援する観点から、参入を希望する企業等への農地情報の提供、企業等が参入する農地の利用調整活動、企業等にリースする農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

また、参入企業自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

- 【企業等農業参入支援全国推進事業 20 (20) 百万円】
- 【農地情報提供システム構築事業 200 (0) 百万円】
- 【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 15 (15) 百万円】
- 【強い農業づくり交付金 30, 298 (34, 067) 百万円の内数】
- 【企業等農業参入支援推進事業 (特会) 439 (430) 百万円】
- 【企業等農業参入支援加速リース促進事業 (貸付枠) (特会) 20年度貸付枠954百万円】
- 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39, 911 (34, 088) 百万円の内数】

4. 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

別紙4

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、地域の既存組織等を活用した耕作放棄地の保全・利活用の取組に対して支援します。

- 【耕作放棄地利活用活動支援事業 480 (0) 百万円】
- 【中山間地域等直接支払交付金 23, 446 (22, 146) 百万円】
- 【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 25, 725 (25, 588) 百万円】

5. 市民農園としての活用への取組を支援

別紙5

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

- 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39, 911 (34, 088) 百万円の内数】
- 【広域連携共生・対流等対策交付金 1, 132 (800) 百万円の内数】

6. 飼料増産・放牧等への取組支援

別紙6

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

- 【粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 605 (0) 百万円】
- 【耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円】
- 【強い農業づくり交付金 30, 298 (34, 067) 百万円の内数】
- 【草地畜産基盤整備事業 (公共) 17, 713 (13, 418) 百万円】
- 【生産性限界打破事業 1, 003 (0) 百万円の内数】
- 【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業 122 (0) 百万円】
- 【粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発 606 (506) 百万円の内数】
- 【鳥獣害防止総合対策事業 2, 800 (0) 百万円】

7. 植林転用により森林として管理するための取組支援

農地としての利用が困難とされる耕作放棄地を、転用等により森林として管理する場合、耕作放棄地における人工造林等の実施に対して助成を行います。

- 【美しい森林づくり基盤整備交付金 (公共) 1, 000 (0) 百万円の内数】
- 補助率：定額 (1/2相当)
- 事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

[担当課：農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))]

耕作放棄地実態調査の実施

【167(0)百万円】

対策のポイント

耕作放棄地の実態把握が困難な地域において、耕作放棄地の位置、面積、現況等について国が補完的に調査を行い、当該市町村に情報提供することで、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

<内容>

耕作放棄地解消推進基礎調査委託

【167(0)百万円】

(1) 衛星画像等による耕作放棄地の実態把握

耕作放棄地の実態把握が困難である地域を中心に、複数回の衛星画像撮影をそれぞれの地域毎に適切な時期に実施し、衛星画像データの差分処理等により、耕作放棄地を把握します。得られたデータは該各市町村に提供し、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

(2) 調査結果等を踏まえた耕作放棄地解消指針の作成

耕作放棄地の状況、農業情勢等を踏まえた耕作放棄地解消指針を作成します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：農村振興局企画部地域計画官(03-6744-2442(直))]

担い手への利用集積等の取組支援

【1, 200 (100) 百万円ほか】

対策のポイント

担い手への利用集積等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付し、その取組を支援します。また、従来の基盤整備事業に加え、耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援します。

なお、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

<内容>

1. 担い手アクションサポート事業 【2, 450 (3, 500) 百万円の内数】
 地域における担い手の育成・確保、耕作放棄地の有効利用等を推進するため、認定農業者への農地の利用集積の促進及び、農地監視活動等の農地の利用調整活動等を実施します。

補助率：定額、1/2
 事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

2. 担い手農地集積高度化促進事業（特会） 【2, 500 (2, 500) 百万円の内数】
 耕作放棄地を担い手へ集積した場合、農用地利用改善団体等に促進費を支払います。

補助率：定額、1/2以内
 事業実施主体：市町村

3. 強い農業づくり交付金 【30, 298 (34, 067) 百万円の内数】
 優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

補助率：定額
 事業実施主体：都道府県（普及組織）

4. 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共） 【1, 000 (0) 百万円】
 耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援するため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

補助率：1/2、定額等
 事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

5. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【39, 911 (34, 088) 百万円の内数】
 (1) 耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備等の機動的な実施とあわせて、新規参入等を含めた担い手の確保や土地利用調整等を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動について、地域の実情、創意工夫に基づいた総合的な支援及び耕作放棄地を活用して農業生産活動等を行う場合に必要な土地条件整備を支援します。

①ソフト事業

耕作放棄地解消・再活用に向けた調査・調整活動及び多様なボランティア活動に対して支援します。

②ハード事業

耕作放棄地を多目的に活用するための土地条件の整備と併せて利用を促進するための経費に対して支援します。

(3) 耕作放棄地等を活用した産地の育成強化のための取組、周辺耕作放棄地等の基本的整備を実施します。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、民間団体等

6. 戦略的畑地農業振興支援事業

【200(100)百万円】

耕作放棄地等を活用した産地の育成強化のための取組に対する支援や耕作放棄地の状況調査を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))
農村振興局整備部農地整備課 (03-6744-2208 (直))
水利整備課 (03-3502-6232 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))

企業等の農業参入円滑化への取組支援

【674（465）百万円ほか】

対策のポイント

企業等の農業参入の円滑化及び参入企業等の地域農業の担い手としての経営発展等を支援する観点から、参入を希望する企業等への農地情報の提供、企業等が参入する農地の利用調整活動、企業等にリースする農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

また、参入企業自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

<内容>

1. 企業等農業参入支援全国推進事業

【20（20）百万円】

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談会を実施し、企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

2. 農地情報提供システム構築事業

【200（0）百万円】

広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

3. 特定法人等農地利用調整緊急支援事業

【15（15）百万円】

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を加速化するため、特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑かつ積極的な推進に資するよう、参入希望のある特定法人に関する情報収集活動を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：全国農業会議所）

4. 強い農業づくり交付金

【30,298（34,067）百万円の内数】

(1) 優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、企業が円滑に農業に参入できるよう企業の意向を把握し必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：(1) 都道府県（普及組織）、(2) 都道府県農業会議、農業委員会

5. 企業等農業参入支援推進事業（特会）

【439（430）百万円】

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度においては簡易な基盤整備を、企業等自らが整備できるよう拡充します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人

6. 企業等農業参入支援加速リース促進事業（貸付枠）（特会）

企業等への農業用機械・施設リースを支援（貸付枠954百万円）し、農業参入の初期投資を軽減します。

補助率：定額
事業実施主体：(社) 全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

7. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【39,911（34,088）百万円の内数】

耕作放棄地を活用して、農業生産法人以外の法人に対し農地を貸し付ける場合、市町村又は農地保有合理化法人が基盤整備するのに要する経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))

農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

【49,651(47,734)百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、地域の既存組織等を活用した耕作放棄地の保全・利活用の取組に対して支援します。

<内容>

1. 耕作放棄地利活用活動支援事業

【480(0)百万円】

農地の保全や活用を実施する既存の組織等を活用し、地域に存在する耕作放棄地を保全・利活用する取組に対し支援します。

補助率：定額
事業実施主体：耕作放棄地利活用協議会

2. 中山間地域等直接支払交付金

【23,446(22,146)百万円】

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付することにより、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

3. 農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金

【25,725(25,588)百万円】

農地・水・環境保全向上対策を実施する対象活動組織が、耕作放棄地を協定農用地に位置付け保全する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

(担当課：農村振興局整備部地域整備課 (03-3501-8359 (直))
農地整備課 (03-3592-0302 (直)))

市民農園としての活用への取組を支援

対策のポイント

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

<内容>

1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【39,911(34,088)百万円の内数】
 (1) 多様な主体が遊休農地を活用して市民農園を開設する際に必要となる整備を実施します。

(2) 農村地域での滞在型市民農園整備の支援します。

補助率：定額
 事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、土地改良区、民間団体等

2. 広域連携共生・対流等対策交付金 【1,132(800)百万円の内数】
 都市部での市民農園整備等への支援を行います。また、趣味的農業利用の観点から、滞在型市民農園整備の推進を支援します。

補助率：定額
 事業実施主体：民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
 農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))
 農村政策課 (03-3502-0033 (直))

飼料増産・放牧等への取組支援

【26,644(18,822)百万円ほか】

対策のポイント

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

<内容>

1. 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 【605(0)百万円】
 耕作放棄地を草地として活用することにより飼料作物の作付を拡大します。

補助率：定額

事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会
2. 耕畜連携水田活用対策事業 【5,404(5,404)百万円】
 水田における創意工夫を活かした飼料生産等への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会
3. 強い農業づくり交付金 【30,298(34,067)百万円の内数】
 地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内、1/3以内

事業実施主体：地方公共団体、民間団体
4. 草地畜産基盤整備事業（公共） 【17,713(13,418)百万円】
 飼料基盤の整備等を実施します。

補助率：1/2以内、55/100以内、2/3以内

事業実施主体：都道府県、都道府県農業公社
5. 生産性限界打破事業 【1,003(0)百万円の内数】
 多収米を用いた超低コスト米生産技術を実証します。

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体

6. 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

【122(0)百万円】

既存の機械装備や遊休農地を活用した低コストなたね生産技術の実証等により、地産地消型のバイオディーゼル燃料の利用モデルを確立します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、民間団体

7. 粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発

【606(506)百万円の内数】

飼料米の省力多収生産や、水田放牧利用の促進のための技術開発を実施します。

事業実施主体：民間団体等

8. 鳥獣害防止総合対策事業

【2,800(0)百万円】

鳥獣被害防止に向けた、個体数調整、被害防除、生息環境管理の取組を総合的に支援します。

補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：民間団体

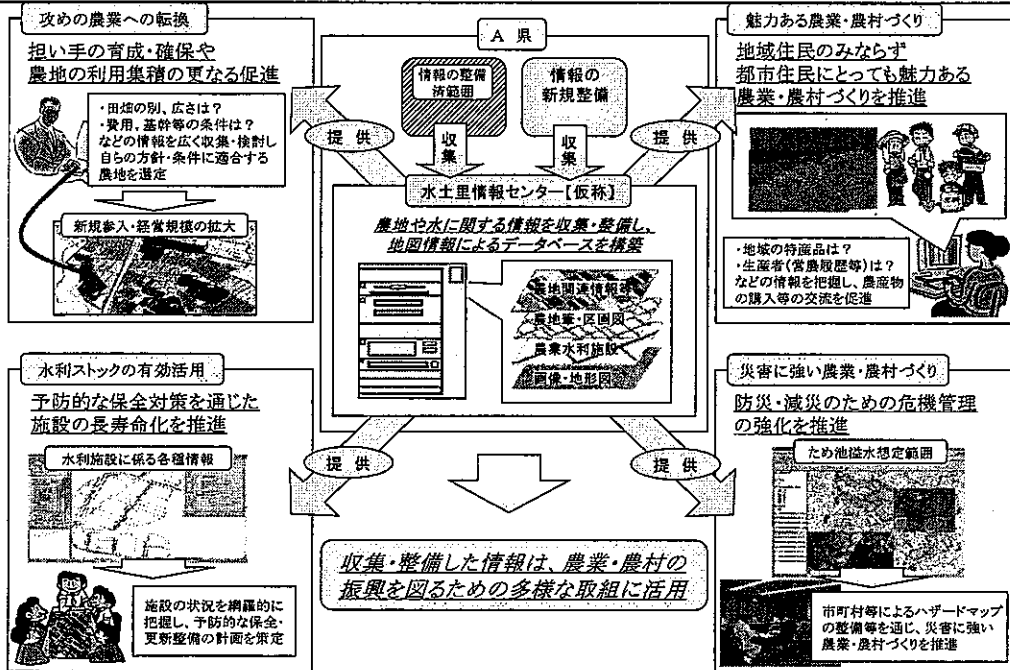
担当課：生産局畜産振興課 (03-3502-5993 (直))
農産振興課 (03-3502-5956 (直))
生産技術課 (03-6744-2111 (直))
農林水産技術会議事務局研究開発課 (03-3501-0966 (直))

水土里情報利活用促進事業（拡充）

○ 農地や水利施設等に関する地図情報データベースを都道府県単位のまとまりで整備し、農業関係機関等へ広く提供することにより、農村の振興等を目的とした多様な取組の円滑な推進を図る「水土里（みどり）情報利活用促進事業」を、平成18年度から実施。

○ 本事業で、①地図情報データベースの開発、②農地や水利施設等に関する情報の収集・整備、③システムの運用を実施中。

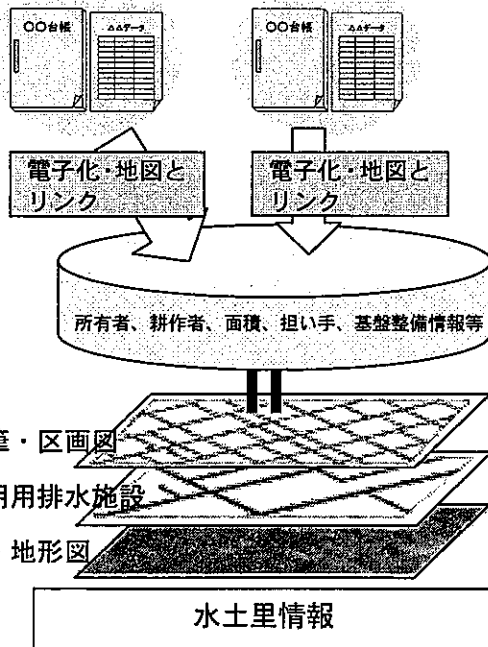
拡充内容 ②の地図情報整備の整備工程の前倒し、面的集積に不可欠な農地に関する情報の整備を支援対象に



水土里情報センター：収集・整備した農地情報を将来にわたり適切に維持・更新する体制を構築

◆平成20年度～の事業拡充

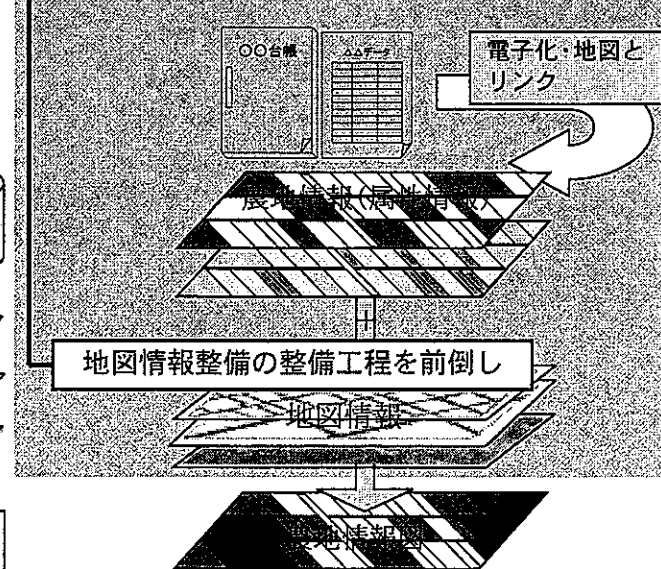
属性情報：
データの保有状況に応じて関係機関が分担して整備（現在は整備支援対象外）



地図情報：
水土里事業で整備支援

今回の拡充対象

面的集積に不可欠な農地に関する情報（営農情報、基盤整備情報等）の整備を支援対象に



平成21年度に本格化する面的集積の調整活動に農地情報を活用

担い手農地集積高度化促進事業（継続）

【平成20年度概算要求額：2,500,350（2,500,350）千円】

対策のポイント

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

（農地利用集積の現状）

- ・ 担い手（認定農業者、基本構想水準到達者、特定農業法人、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農組織）が経営する農地面積は平成18年3月現在で181万ha（全耕地面積の約4割）となっています。
- ・ 担い手にとって生産条件や立地条件において望ましい農地が少なく、規模拡大に伴って農地が分散しがちであることが規模拡大の阻害要因となっています。

政策目標

全耕地面積に占める担い手が経営する農地面積の割合の向上
約4割（平成17年度） → 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

<内容>

1 農地の団地化に向けた支援

農用地利用改善団体などが、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積（面的集積）するための計画（面的集積促進プラン）を定め、担い手への農地の面的集積を実現した場合、その実績に応じて、出し手・受け手双方のために利用できる面的集積促進費を農用地利用改善団体などに支払います。

また、より大規模な面的集積を実現した場合、より長期の権利を設定した場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや積極的な地域内の農地の有効活用を支援します。

【補助率：1/2以内、定額】

【事業実施主体：市町村】

【面的集積強化促進事業 2,000,000（2,000,000）千円】

○ 面的集積促進費の交付単価一覧

| | 補助 | 集落営農組織 | 認定農業者 |
|--------|-------|-------------|--|
| 基本単価 | 1/2以内 | 15,000円/10a | 15,000円/10a |
| 規模拡大加算 | 定額 | — | 1～4ha 15,000円/10a 4～7ha 20,000円/10a 7～10ha 25,000円/10a 上限(10ha～)都府県3,000,000円/地区 上限(30ha～)北海道9,000,000円/地区 |
| 長期契約加算 | 定額 | — | 500,000円/地区 |
| 遊休農地加算 | 定額 | — | 500,000円/地区 |
| 事業連携加算 | 定額 | — | 500,000円/地区 |

2 農地の出し手・受け手の募集体制の整備

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借などの希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築します。また、集約した農地情報を地域の農用地利用改善団体などに提供することにより、担い手への農地の面的集積に寄与します。

【補助率1/2以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

【農地マーケット事業 300,000(300,000)千円】

3 効率的な農地利用に向けた支援

現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年間以内に担い手に利用集積された農地や事業年度中に利用集積されることが見込まれる農地に対して、整地、客土、暗きよ整備などの簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。

【補助率1/2以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、
農業者等の組織する団体】

【利用集積農地整備事業 100,110(100,110)千円】

4 市町村等に対するサポート

都道府県段階、全国段階での農地マーケットを構築するとともに、本事業を活用して担い手への農地の利用集積に取り組む市町村等を指導・サポートします。

【補助率1/2以内、定額】

【事業実施主体：都道府県、都道府県農業会議等、(社)全国農地保有合理化協会】

【都道府県事業 45,120(45,120)千円】

【都道府県団体事業 45,120(45,120)千円】

【全国団体事業 10,000(10,000)千円】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課]

担い手農地集積高度化促進事業のうち 農地マーケット事業

現状

耕作放棄地の増加、高齢化による担い手不足の深刻化

集落内に担い手が
いないんじゃ...

農地の出し手と受け手のミスマッチ
従来の利用調整活動だけでは限界...

欲しい農地がなかなか
見つからない...

インターネットにより農地の売買等に関する情報を公開し、
農地の出し手・受け手双方が取引相手を探すことができる開かれた市場

農地マーケット

マーケット企画準備事業

農地マーケットの構築のための計画を策定

- ・意向調査、ホームページの構築・管理、協力要請活動、広報活動等について
- ・関係機関との連携体制について 等

マーケット参加募集事業

- ・利用権の設定等に関する意向調査の実施
- ・本事業への参加を呼びかける広報活動の実施
- ・不在村地主等への協力要請活動の実施

マーケット整備運用事業

ホームページの整備

登録申請
(意向調査の提出)
「農地を売り・貸したい!」

登録申請
(意向調査の提出)
「農地を買い・借りたい!」

更新

更新

更新

その農地が欲しい!

マッチング

地域の農用地利用改善団体に
情報提供し、利用集積を促進

特定法人貸付事業により参入
可能な区域の農地情報を入手

権利設定・移転



規模縮小農家等



不在村地主等

出し手

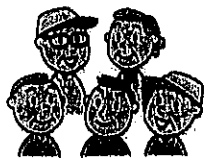


規模拡大意向農家等



新規就農希望者等

受け手



農用地利用改善団体等

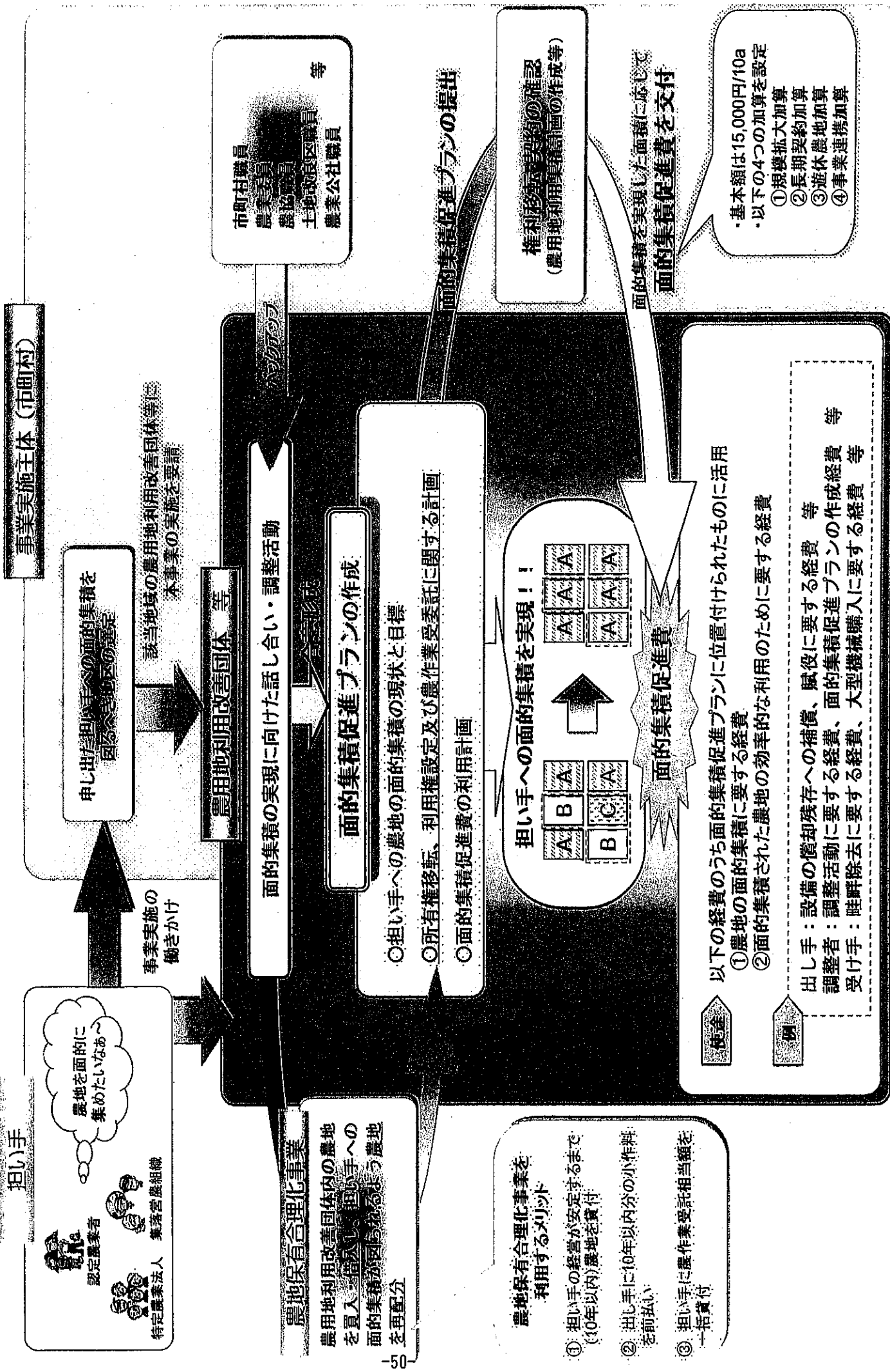


農業生産法人以外の法人

面的集積に活用

担い手への農地の利用集積を促進

担い手農地集 高度化促進事業のうち 面的集積促進事業



事業実施主体 (市町村)

申し出担い手への面的集積を
図るための農地の選定

事業実施の
働きかけ

農用地利用改善団体 等

面的集積の実現に向けた話し合い・調整活動

面的集積促進プランの作成

○担い手への農地の面的集積の現状と目標

○所有権移転、利用権設定及び農作業受委託に関する計画

○面的集積促進費の利用計画

面的集積促進プランの提出

担い手への面的集積を実現！！



面的集積促進費

面的集積を実現した面積に応じて
面的集積促進費を交付

以下の経費のうち面的集積促進プランに位置付けられたものに活用

- ① 農地の面的集積に要する経費
 - ② 面的集積された農地の効率的な利用のために要する経費
- 出し手：設備の償却残存への補償、賦役に要する経費 等
- 調整者：調整活動に要する経費、面的集積促進プランの作成経費 等
- 受け手：畦畔除去に要する経費、大型機械購入に要する経費 等

- ・基本額は15,000円/10a
- ・以下の4つの加算を設定
 - ①規模拡大加算
 - ②長期契約加算
 - ③遊休農地加算
 - ④事業連携加算

農地保有合理化事業を
利用するメリット

- ① 担い手の経営が安定するまで
(10年以内)農地を貸付
- ② 出い手に10年以内分の小作料
を前払い
- ③ 担い手に農作業受託相当額を
一括貸付

農地保有合理化事業

農用地利用改善団体内の農地
を賃入し、担い手への
面的集積を図る際の農地
を再配分

担い手

認定農業者
特定農業法人 集落営農組織

農地を面的に
集めたいなあ～

市町村職員
農業委員
農協職員
土地改良区職員
農業公社職員 等

権利移転契約の確認
(農用地利用集積計画の作成等)

農業再チャレンジ支援事業（拡充）

【平成20年度概算要求額：687,406（641,452）千円】

対策のポイント

団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談段階、体験・研修段階、参入準備段階、定着段階に対応した、きめ細かな支援を行います。
さらに、再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野進出への支援等を充実し、若者等の農業参入・定着を後押しします。

（現状）

- ・ 2007年から大量の団塊世代(680万人)が定年退職期を迎えていますが、大半の方が定年後も働く意欲を持っています。
- ・ フリーターは2006年には187万人となっています。政府では、2010年までにピーク時（2003年：217万人）の8割に減らす目標を設定しています。

政策目標

【60歳以上の離職就農者数を5割増】
4.2万人（15年度）→6万人（23年度）

【新規就農者数(39歳以下)】
毎年12千人程度

<内容>

1. 情報提供・相談段階

就農支援機関やインターネット等を介し、各自治体の支援措置、各種研修・求人等の情報を提供するとともに、農業法人合同会社説明会等での個別相談を実施します。

2. 体験・研修段階

- ① 原体験としての小中学生の農業体験学習、農業法人での社会人等を対象としたインターンシップを実施します。
- ② 先進経営体における実践的職場内研修(OJT)、経営管理資質を高めるためのOff-JT研修、フリーター等若者の雇用就農促進のための研修を実施するとともに、働きながら技術習得できる就農準備校においては有機農業研修を充実します。

3. 参入準備段階

- ① 農業技術能力評価制度への実技試験の導入、試験の合格者と雇用者とのマッチングするシステム等の導入を進めます。
- ② 円滑な経営継承に向けた、後継者不在農家と新規就農者とのマッチング及び経営ノウハウ継承等に対する支援、若者等の円滑な雇用就農を推進するための無料職業紹介、紹介予定派遣を実施します。

4. 定着段階

再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野進出や、女性グループ等による起業活動等の促進のためのモデル的な取組を支援します。

【補助率：定額、1/2、1/3】

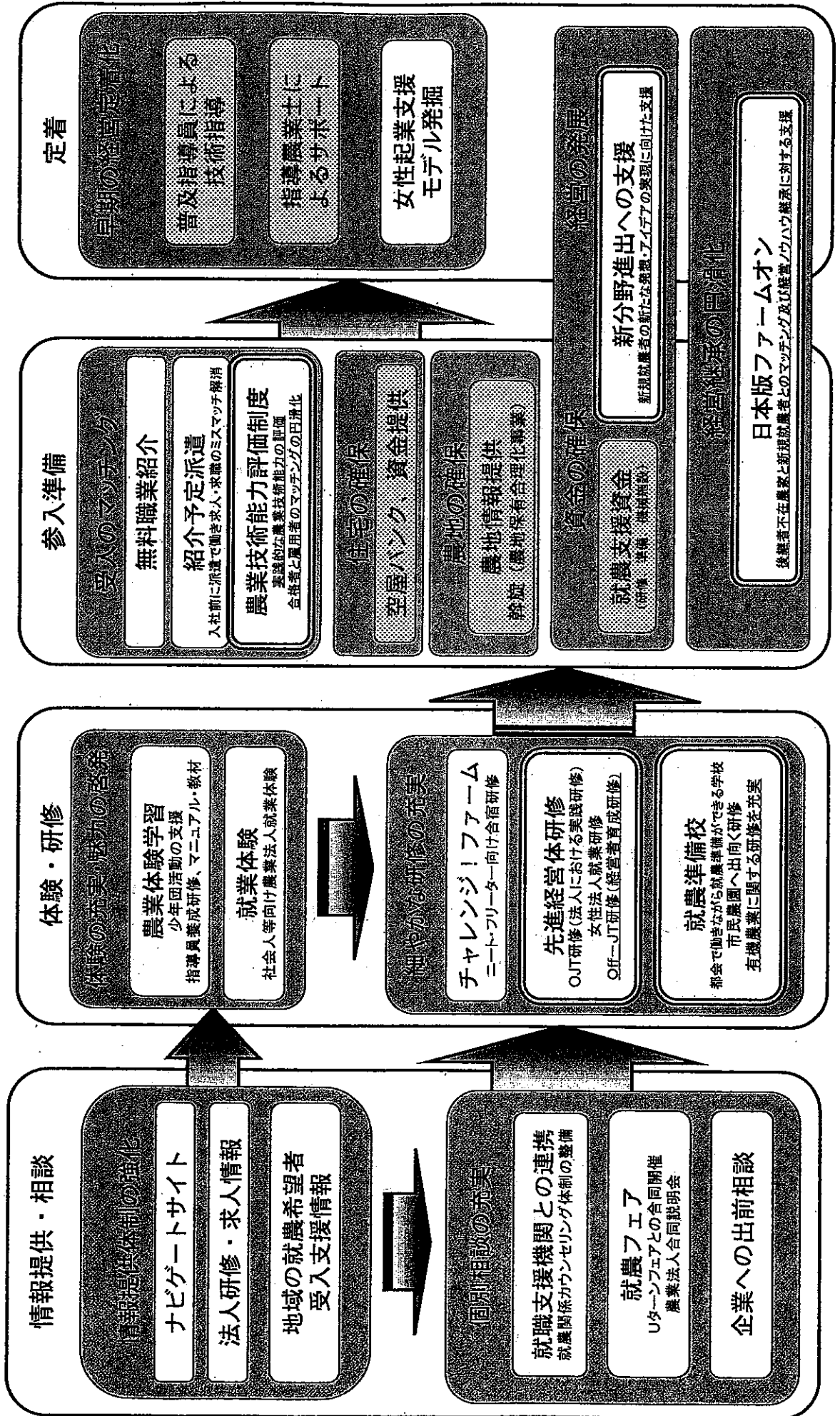
<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成19年度から平成23年度

[担当課：経営局 普及・女性課（03-3502-6469（直））]

経験ゼロから始めても円滑に就農・定着できるよう、 各段階に対応したきめ細やかな支援

農業再チャレンジ支援事業
その概



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)

～遊休農地解消に対するきめ細かな支援～

1. 趣 旨

- (1) 農村においては、農家数の減少や高齢化の進行等により遊休農地が増加しているが、このような遊休農地は地域活力の低下を招き、さらには我が国における食料の安定供給の確保に支障を生じかねないことから、その解消に向けた取組を緊急に実施する必要がある。
- (2) その際、市町村及び農業者自らがしっかりと問題意識を持って対策を進めていくことが重要であることは言うまでもないが、ボランティア等多様な人材を活用することも一つの有意義な方策である。
- (3) 他方、時代の背景として子ども達の生きる力や心をはぐくむ教育が望まれている中、農業を教育に活用していくことや、団塊世代等の農業への参入希望者が増加している状況下にあつて、このような人たちが利用することのできる農地を整備することが求められている。
- (4) 以上のような実情を踏まえ、各市町村等が、農業上の利用に資するために遊休農地を整備したり、地域の活性化に向け遊休農地の解消を図っていく多様な取組を支援する。

2. 事業内容

(1) ソフト

- ① 都道府県等が事業実施主体に対して行う指導・助言、遊休農地解消活動についての啓発普及及び遊休農地活用ボランティア等の登録・派遣システムの構築に対する支援。
- ② 各市町村等が遊休農地対策として行う、農業だけでなく農地の保全管理、景観形成並びに農外利用等専門的知識等を有するボランティア等の活動に対して支援。
また、担い手や新規就農者等が遊休農地に放置された老朽ハウス等を再生・活用する場合の改修に係る経費を支援。

(2) ハード

- ① 農業再生活動を目的とした土地条件整備
- ② 市民農園整備を目的とした土地条件整備
- ③ 遊休農地を多目的に活用するための土地条件整備
 - ア 遊休農地を活用して学童等を対象とした教育ファーム等、多目的に活用するために必要となる土地条件整備に係る経費を支援。
 - イ 本取組については農業振興地域外でも実施可能とするとともに、教育ファームについては受益者要件を緩和。
- ④ 自主的再生整備
- ⑤ 遊休農地活用促進支援
市町村等の事業実施主体が、農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に使用貸借権を設定する場合、一定の経費を支援。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、農業会議、市町村、農業協同組合、森林組合、公社、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、NPO法人
- (2) 交 付 率：定額(定額、1/2以内(ハードにあつては沖縄県2/3以内))
- (3) 事業実施期間：平成19年度～

4. 平成20年度概算要求額(平成19年度予算額)

39,911,000(34,088,110)千円の内数

【担当課：農村振興局企画部地域計画官】

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み

基本方針の策定(国)

↑ 提出

活性化計画(都道府県又は市町村)の作成

都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成
(義務的記載事項)

- ① 農山漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備
- ② 生活環境施設のための整備
- ③ 地域間交流のための施設の整備

等

(任意的記載事項)

- ・農山漁業団体が実施する事業
- ・農林地所有権等移転計画促進事業の実施に関する基本方針

必要があると認めるとき

市町村による施設用地確保のための所有権移転等
促進計画の作成

農山漁業団体等

活性化計画作成の提案

支援措置

○ 交付金の交付
国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付

○ 市民農園整備促進法に基づき手続きの簡略化

○ 施設用地確保のための農林地等の所有権移転促進等の特別措置
(農地法の許可基準には変更なし)

交付金の特徴

- 農・林・水・氷の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通が可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用事例及び効果イメージ

交流



○ 短期の観光・農山漁業体験
直販施設
農山漁家所得の向上

二地域居住



○ 年に1〜3ヶ月程度の滞在
○ 平日は朝会、休日は農山漁村クラインガルデン(滞在型市民農園)
自家製の収穫物栽培による農業への関心

定住



○ 移住・引リターン
○ 既地域住民の安定CATV等の整備
↓
都市と同様の社会基盤の下で生活・仕事・都市への情報アクセス

地域活性化に資する基盤づくり (○ 農業・林業・漁業生産基盤整備、○ 農業・林業・漁業生産施設整備等)

平成20年度農用地等集団化関係予算の概要

農村振興局企画部土地改良企画課

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 平成20年度 概 算 要 求 額 | 備 考 |
|---------------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| [公共] | 千円 | 千円 | |
| 1 水土保全強化対策事業 うち土地改良換地等促進事業 | 277,972 | 277,972 | 対前年比 100.0% |
| ① 全国土地改良事業団体連合会 | 40,138 | 40,138 | |
| ② 全国農業会議所 | 10,139 | 10,139 | |
| ③ 道府県土地改良事業団体連合会 | 222,766 | 222,766 | |
| ④ 道府県農業会議 | 4,929 | 4,929 | |
| うち土地改良相談等事業 うち換地関係異議紛争処理対策 | 16,916 | 16,916 | 対前年比 100.0% |
| ① 全国土地改良事業団体連合会 | 497 | 497 | |
| ② 道府県土地改良事業団体連合会 | 16,419 | 16,419 | |
| [非公共] | | | 対前年比 |
| 2 農山漁村活性化ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ外支援交付金 (農用地等集団化含む) | 34,088,110 | 39,911,000 | 117.1% |
| [公共] | | | 対前年比 |
| 3 土地改良事業換地等対策調査 | 47,346 | 47,346 | 100.0% |
| (1) 国営事業換地対策調査 | 38,137 | 38,137 | |
| (2) 補助事業換地関係調査 | 9,209 | 9,209 | |
| [公共] | | | 対前年比 |
| 4 土地改良費用負担合理化調査 | 5,925 | 11,247 うち集団化関連 (5,925) | 189.8% |